

## Ⅶ 参 考 事 項

- 1 税務機構等に関すること
  - (1) 税務職員の配置状況
  - (2) 税務事務分掌
  - (3) 税務職員数年度別比較
  - (4) 税務経験年数
  - (5) 税務職員年齢別
  
- 2 市税徴収に要する経費
  
- 3 税率の変遷
  
- 4 市民税（個人）所得控除額等の推移
  
- 5 令和3年度県下40市の市税決算状況



1 税務機構等に関すること

(1) 税務職員の配置状況

(令和5年4月1日現在)

課名	係名	計	理事	次長	課長	主幹	課長補佐	副主幹	係長	主査	主任	主事	主事補	参与
税制課		1			1									
	庶務係	5							1	3	1			
	税制調査係	5					1			2	1		1	
	小計	11	0	0	1	0	1	0	1	5	2	0	1	0
特別債権回収課		1		1										
	公債権係	8							1		2	5		
	小計	9	0	1	0	0	0	0	1	0	2	5	0	0
納税課		2	1			1								
	納税対策係	10					1			2	1	6		
	納税第1係	11							1		1	6	3	
	納税第2係	11					1				3	5	2	
	納税第3係	10					1			1	4	4		
	小計	44	1	0	0	1	3	0	1	3	9	21	5	0
市民税課		1		1										
	諸税係	9					1				3	4	1	
	市民税第1係	5					1				2	2		
	市民税第2係	9							1		4	3	1	
	市民税第3係	8					1			1	1	2	3	
	市民税第4係	9					1			2	2	2	2	
	小計	41	0	1	0	0	4	0	1	3	12	13	7	0
固定資産税課		1			1									
	償却資産係	5					1				2	2		
	家屋第1係	9					1			1	3	3	1	
	家屋第2係	13					1			1	5	4	2	
	土地第1係	6					1				4		1	
	土地第2係	7					1			1	3		2	
	小計	41	0	0	1	0	5	0	0	3	17	9	6	0
<b>合計</b>		146	1	2	2	1	13	0	4	14	42	48	19	0

※税務職員数には部長及び県派遣職員を含まず。以下(3),(4),(5)同じ。

(2) 税務事務分掌

部名	課名	係名	事務分掌
理          財          部	税制課	庶務係	<ul style="list-style-type: none"> <li>課の予算経理及び税務担当課の経理に関すること。</li> <li>市税調定及び県民税払込報告に関すること。</li> <li>市税の還付及び充当に関すること。</li> <li>市税の収納の確認に関すること。</li> </ul>
		税制調査係	<ul style="list-style-type: none"> <li>税務行政の企画調整及び税制の調査研究に関すること。</li> <li>固定資産評価審査委員会に関すること。</li> <li>納税義務者に係る調査に関すること。</li> <li>市税に係る照会に対する回答に関すること。</li> </ul>
	特別債権回収課	公債権係	<ul style="list-style-type: none"> <li>他の部課から移管を受けた市税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料及び保育料の徴収並びに滞納処分（不動産公売含む。）に関すること。</li> <li>市債権の滞納整理に係る企画調整に関すること。</li> </ul>
	納税課	納税対策係	<ul style="list-style-type: none"> <li>課の予算経理に関すること。</li> <li>市税の統計資料作成に関すること。</li> <li>口座振替事務に関すること。</li> </ul>
		納税第1係 納税第2係 納税第3係	<ul style="list-style-type: none"> <li>市税（国民健康保険税を除く。）の徴収及び滞納整理に関すること。</li> <li>督促状等による納税催告、納税相談、差押、徴収・換価猶予。</li> </ul>
		市民税課	諸税係
	市民税第1係		<ul style="list-style-type: none"> <li>個人市民税に係る賦課事務の企画立案及び調整に関すること。</li> <li>個人市民税の賦課調定に関すること。</li> </ul>
	市民税第2係 市民税第3係 市民税第4係		<ul style="list-style-type: none"> <li>個人市民税の賦課調定に関すること。</li> </ul>
	固定資産税課		償却資産係
		家屋第1係	<ul style="list-style-type: none"> <li>家屋に係る賦課事務の企画立案に関すること。</li> <li>家屋に係る固定資産税及び都市計画税の賦課調定に関すること。</li> </ul>
家屋第2係		<ul style="list-style-type: none"> <li>家屋に係る固定資産税及び都市計画税の賦課調定に関すること。</li> <li>家屋に係る固定資産の調査及び評価に関すること。</li> </ul>	
土地第1係		<ul style="list-style-type: none"> <li>土地に係る賦課事務の企画立案に関すること。</li> <li>土地に係る固定資産税及び都市計画税の賦課調定に関すること。</li> <li>土地に係る固定資産の調査及び評価に関すること。</li> </ul>	
土地第2係		<ul style="list-style-type: none"> <li>土地に係る固定資産税及び都市計画税の賦課調定に関すること。</li> <li>土地に係る固定資産の調査及び評価に関すること。</li> <li>土地に係る評価事務の基礎調査に関すること。</li> </ul>	

## (3) 税務職員数年度別比較

(各年4月1日現在)

区分	年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
		人	人	人	人	人	人
市職員数		4,590	4,636	4,661	4,744	4,775	4,785
市長部局職員数 (A)		2,501	2,465	2,482	2,518	2,541	2,571
税務職員数 (B)		145	147	144	146	143	146
(B)／(A)		5.8%	6.0%	5.8%	5.8%	5.6%	5.7%

## (4) 税務経験年数

(令和5年4月1日現在)

課名	年数	1年 未満	3年 未満	5年 未満	10年 未満	15年 未満	20年 未満	20年 以上	計	平均 年数
		人	人	人	人	人	人	人	人	年
税制課			3	2	4	1	1		11	5.9
特別債権回収課			1	5	2	1			9	5.0
納税課		11	8	7	15	3			44	4.0
市民税課		6	9	14	10	2			41	3.7
固定資産税課		6	13	12	7	3			41	3.7
計		23	34	40	38	10	1	0	146	4.0

## (5) 税務職員年齢別

(令和5年4月1日現在)

課名	年齢	25歳 未満	30歳 未満	35歳 未満	40歳 未満	45歳 未満	50歳 未満	50歳 以上	計	平均 年齢
		人	人	人	人	人	人	人	人	歳
税制課			1	1	1	2	3	3	11	43.0
特別債権回収課		1	1	4	1	1		1	9	34.6
納税課		3	14	11	7	2	4	3	44	34.0
市民税課		7	8	9	4	6	1	6	41	35.0
固定資産税課		5	7	8	12	1	4	4	41	35.1
計		16	31	33	25	12	12	17	146	35.3

## 2 市税徴収に要する経費

区分		年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	
		千円	千円	千円	千円	千円		
税収入額	1 市税	97,414,545	98,362,445	97,533,185	100,945,458	99,483,751		
	2 個人県民税	26,624,011	27,212,652	26,944,011	27,906,628	27,172,268		
	3 合計	124,038,556	125,575,097	124,477,196	128,852,086	126,656,019		
徴 税 費	人 件 費	4 基本給	486,251	483,430	484,465	489,574	528,464	
		5 諸手当	354,524	364,497	356,503	335,328	369,077	
		6 報酬	33,904	56,066	55,709	56,565	60,978	
		7 その他(共済 組合負担金 等含む)	168,526	181,255	186,335	184,006	202,177	
		8 小計	1,043,205	1,085,248	1,083,012	1,065,473	1,160,696	
	需 用 費	9 旅費	904	277	438	405	1,316	
		10 賃金	22,577	0	0	0	0	
		11 その他	512,633	510,168	694,122	632,283	670,803	
		12 小計	536,114	510,445	694,560	632,688	672,119	
	に 類 す る 経 費	報 奨 金 及 び こ れ	13 前納報奨金	0	0	0	0	0
			14 納税貯蓄組 合補助金	0	0	0	0	0
			15 納税奨励金	0	0	0	0	0
			16 その他	0	0	0	0	0
			17 小計	0	0	0	0	0
	18 その他	546,102	335,112	367,529	313,887	371,300		
	19 小計	2,125,421	1,930,805	2,145,101	2,012,048	2,204,115		
	県民税徴収 取扱費	20 納税義務者数 を基準にした 金額	946,893	964,678	965,356	975,719	972,600	
		21 報奨金の額に相 当する金額等	56,990	50,207	58,373	65,769	50,206	
		22 合計	1,003,883	1,014,885	1,023,729	1,041,488	1,022,806	
市税徴収にかか る経費	23 19-22	1,121,538	915,920	1,121,372	970,560	1,181,309		
税収入額に対する 徴税費の割合	24 19/3	1.71%	1.54%	1.72%	1.56%	1.74%		
	25 23/1	1.15%	0.93%	1.15%	0.96%	1.19%		
徴税職員数	総務関係	11	11	11	11	11		
	課税関係	79	77	77	77	77		
	徴収関係	56	56	56	63	65		
	26 合計	146	144	144	151	153		
職員1人当り人件費	8/26	7,145	7,536	7,521	7,056	7,586		

(「課税状況等の調」より)

### 3 税率の変遷

税目		年度	平成26年度	平成27年度
市民税	個人	均等割(円)	3,500	同 左
		所得割	6%	同 左
	法人	均等割(円)	○公益法人等や収益事業を行う人格のない社団等など 地方税法において最低税率を適用 又は 資本金等の額 1千万円以下 従業者50人以下 50,000 ○資本金等の額 1千万円以下 従業者50人超 120,000 ○資本金等の額 1千万円超 1億円以下 従業者50人以下 130,000 ○資本金等の額 1千万円超 1億円以下 従業者50人超 150,000 ○資本金等の額 1億円超10億円以下 従業者50人以下 160,000 ○資本金等の額 1億円超10億円以下 従業者50人超 400,000 ○資本金等の額10億円超 従業者50人以下 410,000 ○資本金等の額10億円超50億円以下 従業者50人超 1,750,000 ○資本金等の額50億円超 従業者50人超 3,000,000 (平成20年4月1日以後終了事業年度から)	同 左
		法人税割	資本金等の額 1億円以上又は 法人税額 1千万円以上 12.1% 上記以外 9.7% (平成26年10月1日以後開始事業年度から)	同 左
		固定資産税	1.4% [ 免税点 土地30万円 家屋20万円 ] 償却資産 150万円	同 左
軽自動車税(円)	○原付自転車 ○軽自動車 50cc以下 1,000 二輪 2,400 50cc超90cc以下 1,200 三輪 3,100 90cc超125cc以下 1,600 四輪以上 ミニカー 2,500 乗〔営業用 5,500 用〕自家用 7,200 ○小型特殊 農耕作業用 1,600 貨〔営業用 3,000 物〕自家用 4,000 その他 4,700 ○二輪小型自動車 4,000 雪上車 2,400 ○原付自転車 ○軽自動車 50cc以下 1,000 二輪 2,400 50cc超90cc以下 1,200 三輪 3,100(3,900) 90cc超125cc以下 1,600 四輪以上 ミニカー 2,500 乗〔営業用 5,500(6,900) 用〕自家用 7,200(10,800) ○小型特殊 農耕作業用 1,600 貨〔営業用 3,000(3,800) 物〕自家用 4,000(5,000) その他 4,700 ○二輪小型自動車 4,000 雪上車 2,400 ※三輪以上の軽自動車に係る( )内の税額は、平成27年4月1 日以降に最初の新規検査を受けるものから適用			
市たばこ税	(平成25年4月1日以降) 1,000本につき 5,262円 旧 3級品 1,000本につき 2,495円	同 左		
特別土地保有税	H15.4.1からは 1.4% (保有分) 3% (取得分) 新たな課税停止	同 左		
入湯税	鉱泉浴場における入湯に対し、1人1日150円 課税対象となる鉱泉浴場はなし	同 左		
事業所税	資産割 事業所床面積1㎡につき600円 従業者割 従業者給与総額の0.25%	同 左		
都市計画税	0.3%	同 左		

平成28・29年度	平成30年度
同 左	同 左
同 左	同 左
同 左	同 左
同 左	同 左
同 左	同 左
同 左	同 左
○原付自転車 50cc以下 2,000 50cc超90cc以下 2,000 90cc超125cc以下 2,400 ミニカー 3,700 ○小型特殊 農耕作業用 2,400 その他 5,900 ○二輪小型自動車 6,000	○軽自動車 二輪 3,600 三輪 3,100( 3,900) 四輪以上 乗〔営業用 5,500( 6,900) 用〕自家用 7,200(10,800) 貨〔営業用 3,000( 3,800) 物〕自家用 4,000( 5,000) 雪上車 3,600 ※三輪以上の軽自動車に係る( )内の税額は、平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けるものから適用
(平成28年4月1日以降) 1,000本につき 5,262円 旧 3級品 (H28.4.1以降) 1,000本につき 2,925円 (H29.4.1以降) 1,000本につき 3,355円	(平成30年10月1日以降) 1,000本につき 5,692円 旧 3級品 (H30.4.1以降) 1,000本につき 4,000円
同 左	同 左
同 左	同 左
同 左	同 左
同 左	同 左

税率の変遷(続き)

税目		年度	令和元年度	令和2年度
市民税	個人	均等割(円)	3,500	同 左
	個人	所得割	6%	同 左
	法人	均等割(円)	○公益法人等や収益事業を行う人格のない社団等など 地方税法において最低税率を適用 又は 資本金等の額 1千万円以下 従業者50人以下 50,000 ○資本金等の額 1千万円以下 従業者50人超 120,000 ○資本金等の額 1千万円超 1億円以下 従業者50人以下 130,000 ○資本金等の額 1千万円超 1億円以下 従業者50人超 150,000 ○資本金等の額 1億円超10億円以下 従業者50人以下 160,000 ○資本金等の額 1億円超10億円以下 従業者50人超 400,000 ○資本金等の額10億円超 従業者50人以下 410,000 ○資本金等の額10億円超50億円以下 従業者50人超 1,750,000 ○資本金等の額50億円超 従業者50人超 3,000,000 (平成20年4月1日以後終了事業年度から)	同 左
	法人	法人税割	資本金等の額 1億円以上又は 法人税額 1千万円以上 8.4% 上記以外 6.0% (令和元年10月1日以後開始事業年度から)	同 左
固定資産税		1.4%	[ 免税点 土地30万円 家屋20万円 ] 償却資産 150万円	同 左
軽自動車税 (円)		○原付自転車 50cc以下 2,000 50cc超90cc以下 2,000 90cc超125cc以下 2,400 ミニカー 3,700 ○小型特殊 農耕作業用 2,400 その他 5,900 ○二輪小型自動車 6,000 ○軽自動車 二輪 3,600 三輪 3,100 ( 3,900 ) 四輪以上 乗 〔 営業用 5,500 ( 6,900 ) 用 〔 自家用 7,200 ( 10,800 ) 貨 〔 営業用 3,000 ( 3,800 ) 物 〔 自家用 4,000 ( 5,000 )	同 左	
市たばこ税		(令和元年10月1日以降) 1,000本につき 5,692円 旧 3級品 1,000本につき 5,692円	(令和2年10月1日以降) 1,000本につき 6,122円	
特別土地保有税		1.4% (保有分) 3% (取得分)	H15.4.1からは 新たな課税停止	同 左
入湯税		鉱泉浴場における入湯に対し、1人1日150円 課税対象となる鉱泉浴場はなし		同 左
事業所税		資産割 事業所床面積 1㎡につき600円 従業者割 従業者給与総額の0.25%		同 左
都市計画税		0.3%		同 左

令和3・4・5年度	
同	左
同	左
同	左
同	左
同	左
同	左
(令和3年10月1日以降) 1,000本につき 6,552円	
同	左
同	左
同	左
同	左

4 市民税（個人）所得控除額等の推移

区分		年度	平成21・22・23年度	平成24年度
所得金額	給与所得控除		(1) 1,800,000円以下 収入金額×40% (最低控除額 650,000円)	同 左
			(2) 180万円を超え360万円以下 収入金額×30%+ 180,000円	
			(3) 360万円を超え660万円以下 収入金額×20%+ 540,000円	
			(4) 660万円を超え1,000万円以下 収入金額×10%+1,200,000円	
			(5) 1,000万円を超える場合 収入金額× 5%+1,700,000円	
			(注)660万円未満の場合、所得税法別表5から算出	
専従者控除	(青色)		適正な給与の支給額	同 左
	(白色)		配偶者のみ860,000円 以外500,000円	同 左
所得控除	雑損		差引損失額－(総所得金額等の合計額×10%)=A 差引損失額のうち災害関連支出の金額－5万円 =B A、Bのうちいずれか多いほうの金額	同 左
	医療費		医療費の額－補てん額－ (限度額200万円) 総所得金額等×5%か 10万円のいずれか 少ない金額	同 左
	社会保険料		支払った保険料の額	同 左
	小規模企業共済等掛金		支払った掛金の額	同 左
	生命保険料		一般の生命保険料、個人年金保険料 それぞれについて (1) 15,000円以下： 全額 (2) 15,000円を超え、40,000円以下： 支払保険料×1/2 + 7,500円 (3) 40,000円を超え、70,000円以下： 支払保険料×1/4 + 17,500円 (4) 70,000円超： 35,000円	同 左
	地震（損害）保険料		損害保険料控除から地震保険料控除に変更 25,000円限度（H18.12.31までの契約締結分 長期10,000円限度、地震+長期25,000円限度）	同 左
	寡婦（夫）・勤労学生		一般寡婦・寡夫・勤労学生 260,000円 特別寡婦 300,000円	同 左
	障害者		普通障害者 260,000円 特別障害者 300,000円	普通障害者 260,000円 特別障害者 300,000円 同居特別障害者 530,000円
	配偶者		老人配偶者 330,000円 380,000円 同居特別障害者の配偶者 560,000円 同居特別障害者の老人配偶者 610,000円 配偶者特別控除 330,000円（最高）	同居特別障害者の配偶者の加算額（23万円）の 配偶者控除から障害者控除への振替 330,000円 老人配偶者 380,000円 配偶者特別控除 330,000円（最高）
	扶養		330,000円 特定扶養親族 450,000円 老人扶養親族 380,000円 同居老親等 450,000円 同居特別障害 560,000円 同居特別障害特定扶養 680,000円 同居特別障害老人扶養 610,000円 同居特別障害同居老親等 680,000円	16歳未満の年少扶養控除の廃止 16歳以上19歳未満の特定扶養控除の上乗せ部分 （12万円）の廃止 同居特別障害者扶養の加算額（23万円）の扶養 控除から障害者控除への振替 330,000円 特定扶養親族 450,000円 老人扶養親族 380,000円 同居老親等 450,000円
基礎		330,000円	同 左	
参考	障未寡の非課税の範囲		合計所得金額125万円以下	同 左
	非課税限度額	均等割 (法 295条第3項)	350,000円×人数 ただし、控除対象配偶者 又は扶養親族を有する場合 350,000円×人数+210,000円	同 左
		所得割 (法附則第3条の3)	350,000円×人数 ただし、控除対象配偶者 又は扶養親族を有する場合 350,000円×人数+320,000円	同 左
	寄附金（H21より所得控除から税額控除に変更）		総所得金額等の合計額の30%以下、適用下限額 5,000円 所得割額1割内の特例控除（ふるさと納税）	適用下限額2,000円



市民税（個人）所得控除額等の推移（続き）

区分		年度	平成29年度	平成30年度
所得金額	給与所得控除		(1) 1,800,000円以下 収入金額×40%(最低控除額 650,000円) (2) 180万円を超え360万円以下 収入金額×30%+ 180,000円 (3) 360万円を超え660万円以下 収入金額×20%+ 540,000円 (4) 660万円を超え1,000万円以下 収入金額×10%+ 1,200,000円 (5) 1,000万円を超え1,200万円以下 収入金額× 5%+ 1,700,000円 (6) 1,200万円を超える場合 2,300,000円 (注)660万円未満の場合、所得税法別表5から算出	(1) 1,800,000円以下 収入金額×40%(最低控除額 650,000円) (2) 180万円を超え360万円以下 収入金額×30%+ 180,000円 (3) 360万円を超え660万円以下 収入金額×20%+ 540,000円 (4) 660万円を超え1,000万円以下 収入金額×10%+ 1,200,000円 (5) 1,000万円を超える場合 2,200,000円 (注)660万円未満の場合、所得税法別表5から算出
		専従者控除	(青色) 適正な給与の支給額 (白色) 配偶者のみ860,000円 以外500,000円	同 左 同 左
		雑損	差引損失額－(総所得金額等の合計額×10%)=A 差引損失額のうち災害関連支出の金額－5万円=B A、Bのうちいずれが多いほうの金額	同 左
所得控除	医療費	医療費の額－補てん額－ (限度額200万円)	総所得金額等×5% か 10万円のいずれか 少ない金額	○一般分 医療費の額－補てん額 －(総所得金額等×5% か 10万円の いずれか少ない金額) (限度額200万円) ○セルフメディケーション分 医薬品購入費－補てん額－12,000円 (限度額88,000円) ※一般分と選択適用
	社会保険料	支払った保険料の額	同	同 左
	小規模企業共済等掛金	支払った掛金の額	同	同 左
	生命保険料	一般生命、個人年金及び介護医療各保険料 (1) 12,000円以下： 全額 (2) 12,000円を超え、32,000円以下： 支払保険料×1/2 + 6,000円 (3) 32,000円を超え、56,000円以下： 支払保険料×1/4 + 14,000円 (4) 56,000円超： 28,000円 各合計上限額 70,000円 ※H23.12.31までの契約締結分は従来どおり	同	同 左
	地震（損害）保険料	損害保険料控除から地震保険料控除に変更 25,000円限度(H18.12.31までの契約締結分 長期10,000円限度、地震+長期25,000円限度)	同	同 左
	寡婦(夫)・ひとり親・勤労学生	一般寡婦・寡夫・勤労学生 260,000円 特別寡婦 300,000円	同	同 左
	障害者	普通障害者 260,000円 特別障害者 300,000円 同居特別障害者 530,000円	同	同 左
	配偶者	330,000円 老人配偶者 380,000円 配偶者特別控除 330,000円(最高)	同	同 左
	扶養	330,000円 特定扶養親族 450,000円 老人扶養親族 380,000円 同居老親等 450,000円	同	同 左
	基礎	330,000円	同	同 左
参考	障害者・未成年者・寡婦(夫) ひとり親の非課税の範囲	合計所得金額125万円以下	同	同 左
	非課税 限度額	均等割 (法 295条第3項) 350,000円×人数 ただし、控除対象配偶者 又は扶養親族を有する場合 350,000円×人数+210,000円	同	同 左
	所得割 (法附則第3条の3)	350,000円×人数 ただし、控除対象配偶者 又は扶養親族を有する場合 350,000円×人数+320,000円	同	同 左
	寄附金(税額控除)	ふるさと納税の特例控除額の上限が所得割額の1 割から2割に引上げ ふるさと納税ワンストップ特例制度の創設	同	同 左



5 令和3年度県下40市の市税決算状況 (市町村決算カードにより)

市名	区分	人口(推計人口) 04.01.01 (A) 人	面積 Km <sup>2</sup>	普通会計		
				歳入決算額 千円	歳出決算額 千円	歳入歳出差引額 千円
1	さいたま市	1,332,226	217.43	654,914,371	640,991,108	13,923,263
2	川越市	353,235	109.13	133,592,397	125,854,141	7,738,256
3	熊谷市	193,820	159.82	78,998,895	72,437,637	6,561,258
4	川口市	605,545	61.95	247,467,525	235,191,410	12,276,115
5	行田市	79,324	67.49	31,809,787	28,580,969	3,228,818
6	秩父市	60,314	577.83	34,664,137	32,051,751	2,612,386
7	所沢市	343,637	72.11	127,659,838	118,826,140	8,833,698
8	飯能市	78,630	193.05	36,616,936	34,823,285	1,793,651
9	加須市	112,235	133.30	51,941,664	45,553,955	6,387,709
10	本庄市	77,720	89.69	34,804,668	31,569,303	3,235,365
11	東松山市	90,385	65.35	37,403,526	35,200,005	2,203,521
12	春日部市	232,864	66.00	89,933,522	84,433,713	5,499,809
13	狭山市	149,692	48.99	56,681,256	53,802,237	2,879,019
14	羽生市	54,051	58.64	23,602,189	21,228,385	2,373,804
15	鴻巣市	117,660	67.44	47,403,982	44,797,871	2,606,111
16	深谷市	142,383	138.37	62,640,544	55,172,334	7,468,210
17	上尾市	230,507	45.51	79,893,685	75,480,576	4,413,109
18	草加市	250,824	27.46	99,448,636	90,243,486	9,205,150
19	越谷市	345,047	60.24	134,371,610	122,931,500	11,440,110
20	蕨市	75,391	5.11	33,336,721	30,399,219	2,937,502
21	戸田市	141,324	18.19	66,301,258	61,250,512	5,050,746
22	入間市	146,309	44.69	51,158,353	49,060,772	2,097,581
23	朝霞市	143,585	18.34	53,668,131	50,728,561	2,939,570
24	志木市	76,595	9.05	33,464,369	30,783,049	2,681,320
25	和光市	83,746	11.04	35,715,416	32,550,200	3,165,216
26	新座市	166,108	22.78	65,665,463	62,166,555	3,498,908
27	桶川市	74,822	25.35	27,930,342	26,985,901	944,441
28	久喜市	151,669	82.41	60,659,466	58,162,400	2,497,066
29	北本市	65,817	19.82	25,722,999	24,207,852	1,515,147
30	八潮市	92,192	18.02	39,733,763	36,882,636	2,851,127
31	富士見市	112,420	19.77	40,410,221	38,004,997	2,405,224
32	三郷市	143,046	30.13	63,276,810	58,220,040	5,056,770
33	蓮田市	61,563	27.28	24,157,897	22,444,443	1,713,454
34	坂戸市	99,992	41.02	37,478,137	34,595,907	2,882,230
35	幸手市	49,721	33.93	19,721,675	18,078,728	1,642,947
36	鶴ヶ島市	70,069	17.65	27,289,335	25,965,555	1,323,780
37	日高市	54,852	47.48	23,430,746	21,094,441	2,336,305
38	吉川市	73,182	31.66	28,355,517	27,172,201	1,183,316
39	ふじみ野市	114,279	14.64	50,945,404	48,422,395	2,523,009
40	白岡市	52,705	24.92	18,234,951	17,198,870	1,036,081
	市計	6,899,486	2,823.08	2,890,506,142	2,723,545,040	166,961,102

基準財政需要額 千円	基準財政収入額 千円	財政力指数 R1～R3	普通地方交付税 千円	市税決算額 (B) 千円	市民一人当り 市税負担額 (B)／(A) 円
244,451,575	229,364,253	0.97	13,986,640	273,786,943	205,511
51,008,809	47,173,129	0.95	3,835,680	56,974,715	161,294
31,224,776	25,712,638	0.87	5,512,137	30,052,796	155,055
85,444,286	78,948,217	0.95	7,639,895	97,533,185	161,067
14,309,892	9,417,201	0.69	4,892,691	10,376,238	130,808
14,926,987	7,982,379	0.56	6,944,608	8,807,614	146,029
47,688,502	44,256,930	0.96	3,431,572	53,459,944	155,571
14,718,576	10,443,733	0.75	4,274,843	11,978,370	152,338
20,391,588	14,415,865	0.74	5,975,723	15,717,427	140,040
14,293,956	10,085,941	0.74	4,209,461	11,505,350	148,036
14,479,613	11,734,546	0.85	2,745,067	13,298,025	147,126
36,356,697	25,598,671	0.74	10,744,023	28,483,379	122,318
22,015,353	18,694,521	0.89	3,320,832	21,277,109	142,139
9,155,102	7,052,749	0.79	2,105,405	7,782,407	143,983
20,426,156	13,372,286	0.69	7,053,870	14,810,331	125,874
24,777,578	17,641,538	0.75	6,911,902	19,245,724	135,169
31,197,225	26,708,052	0.89	4,448,927	31,639,083	137,259
35,134,936	30,722,907	0.91	4,455,791	37,554,262	149,724
48,758,937	42,556,697	0.91	6,188,358	49,558,010	143,627
11,773,976	9,723,572	0.86	2,050,404	11,897,671	157,813
20,042,014	22,855,835	1.21	0	28,931,599	204,718
20,751,157	18,110,699	0.91	2,620,752	20,853,981	142,534
20,495,122	19,530,202	0.98	964,920	23,094,484	160,842
11,729,884	9,381,135	0.84	2,354,874	11,215,597	146,427
12,741,297	12,576,732	1.05	164,565	15,903,083	189,897
24,013,226	20,921,125	0.90	3,092,101	25,008,207	150,554
11,908,375	8,762,608	0.78	3,139,090	10,141,782	135,545
24,557,051	19,859,254	0.84	4,695,775	22,916,366	151,095
10,547,334	7,729,306	0.77	2,820,402	8,857,939	134,584
14,342,045	13,957,877	1.01	384,168	17,228,478	186,876
16,820,516	13,159,578	0.82	3,660,938	15,583,746	138,621
21,603,956	19,709,376	0.94	1,894,580	22,356,093	156,286
10,465,581	7,396,255	0.75	3,049,012	8,078,205	131,219
15,353,870	11,936,331	0.81	3,417,539	13,919,367	139,205
8,761,603	5,949,252	0.72	2,812,351	6,615,076	133,044
10,654,198	8,675,895	0.85	1,971,918	9,999,621	142,711
8,982,265	7,288,625	0.86	1,696,190	8,141,010	148,418
10,902,590	8,693,756	0.84	2,201,684	9,729,143	132,944
18,385,092	13,879,579	0.79	4,505,513	16,600,396	145,262
8,293,333	6,499,209	0.83	1,808,889	7,230,448	137,187
1,093,885,029	938,478,454	0.85	157,983,090	1,108,143,204	160,612

区分 市名		市民税		固定資産税	
		個人	法人		
		千円	千円	千円	
1	さいたま市	153,510,608	134,763,696	18,746,912	87,348,036
2	川越市	25,666,788	21,739,803	3,926,985	22,649,787
3	熊谷市	13,630,156	11,103,874	2,526,282	12,760,094
4	川口市	44,821,133	40,597,198	4,223,935	37,546,444
5	行田市	4,651,074	4,116,538	534,536	4,311,125
6	秩父市	3,208,710	2,739,347	469,363	4,634,426
7	所沢市	25,392,333	22,797,778	2,594,555	20,794,716
8	飯能市	4,899,888	4,409,736	490,152	5,579,764
9	加須市	6,494,008	5,588,461	905,547	7,569,954
10	本庄市	4,793,087	4,016,778	776,309	5,148,819
11	東松山市	5,811,295	4,887,001	924,294	5,948,390
12	春日部市	14,099,856	12,525,476	1,574,380	11,091,504
13	狭山市	9,713,605	8,505,683	1,207,922	9,252,510
14	羽生市	3,137,687	2,700,492	437,195	3,733,428
15	鴻巣市	7,256,091	6,593,249	662,842	5,996,693
16	深谷市	8,729,371	7,453,067	1,276,304	8,522,885
17	上尾市	15,609,844	13,829,038	1,780,806	12,069,963
18	草加市	18,622,482	16,010,346	2,612,136	14,159,922
19	越谷市	24,737,464	21,902,144	2,835,320	18,703,416
20	蕨市	5,691,057	5,186,229	504,828	4,384,915
21	戸田市	12,911,727	10,731,265	2,180,462	12,973,882
22	入間市	9,283,321	8,308,803	974,518	9,024,418
23	朝霞市	11,483,768	10,743,768	740,000	9,297,819
24	志木市	5,904,643	5,479,504	425,139	4,240,061
25	和光市	7,490,161	7,104,840	385,321	6,506,490
26	新座市	11,838,694	10,506,020	1,332,674	10,483,553
27	桶川市	4,745,767	4,335,376	410,391	4,107,848
28	久喜市	10,071,922	8,662,610	1,409,312	10,491,495
29	北本市	4,231,886	3,764,914	466,972	3,666,063
30	八潮市	7,115,315	6,082,718	1,032,597	7,792,051
31	富士見市	7,736,395	7,212,430	523,965	5,871,559
32	三郷市	9,916,856	8,834,101	1,082,755	9,876,684
33	蓮田市	4,055,529	3,617,778	437,751	3,336,017
34	坂戸市	6,259,855	5,507,041	752,814	6,158,357
35	幸手市	2,823,288	2,426,760	396,528	2,976,228
36	鶴ヶ島市	4,608,862	4,146,298	462,564	4,214,726
37	日高市	3,331,141	2,902,353	428,788	3,941,159
38	吉川市	4,751,940	4,396,519	355,421	3,871,132
39	ふじみ野市	7,865,340	7,187,709	677,631	6,785,379
40	白岡市	3,573,213	3,204,079	369,134	3,103,989
市 計		540,476,160	476,620,820	63,855,340	430,925,701

軽自動車税	市たばこ税	鉱産税	特別土地保有税	入湯税	事業所税	都市計画税
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1,569,902	7,752,867	0	0	3,323	4,847,199	18,755,008
672,600	2,123,528	0	0	610	1,720,491	4,140,911
559,317	1,308,444	0	0	0	0	1,794,785
706,460	4,227,915	0	0	0	1,430,976	8,800,257
247,901	562,200	0	0	2,956	0	600,982
250,232	386,930	5,356	0	9,877	0	312,083
518,589	1,983,134	0	0	0	815,370	3,955,802
219,843	447,642	1,234	0	1,410	0	828,589
360,063	778,858	0	0	0	0	514,544
259,560	609,991	0	0	0	0	693,893
257,237	653,235	0	0	0	0	627,868
426,355	1,504,437	0	0	0	0	1,361,227
318,236	993,655	0	0	0	0	999,103
170,106	391,279	0	0	11,039	0	338,868
270,931	566,654	0	0	0	0	719,962
467,254	989,442	0	0	3,685	0	533,087
384,723	1,277,293	0	0	0	0	2,297,260
293,070	1,838,033	0	0	0	0	2,640,755
477,464	2,358,167	0	0	0	841,368	2,440,131
52,141	711,850	0	0	0	0	1,057,708
130,191	1,094,714	0	0	0	0	1,821,085
325,164	894,035	3	0	0	0	1,327,040
154,652	845,922	0	0	0	0	1,312,323
88,167	331,356	0	0	0	0	651,370
72,790	476,967	0	0	0	0	1,356,675
216,058	1,025,238	0	0	0	0	1,444,664
161,925	394,940	0	0	0	0	731,302
354,417	999,256	0	0	626	0	998,650
146,268	418,435	0	0	2,564	0	392,723
148,098	841,928	0	0	0	0	1,331,086
150,698	775,723	0	0	0	0	1,049,371
225,039	1,401,674	0	0	0	0	935,840
127,419	377,765	0	0	0	0	181,475
239,012	562,794	0	0	0	0	699,349
130,966	355,319	0	0	0	0	329,275
145,854	487,539	0	0	0	0	542,640
167,875	376,852	0	0	0	0	323,983
136,441	494,688	0	0	0	0	474,942
159,010	591,523	0	0	0	0	1,199,144
108,077	273,713	0	0	0	0	171,456
11,870,105	44,485,935	6,593	0	36,090	9,655,404	70,687,216

---

---

## 市 税 概 要 (令和5年度版)

発行 川 口 市 役 所

編集 理 財 部 税 制 課

印刷 総 務 部 行 政 管 理 課

〒332-8601 川口市青木2-1-1

電話 048(258)1110 (代表)

令 和 5 年 1 0 月 発 行

---

---